

# 著書出版・海外学会等参加助成規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 KDDI 財団（以下、「財団」という）定款第4条(1)に規定する助成事業のうち、著書出版、海外学会・会議への参加（以下「著書出版等」という）に対する助成の実施に必要な事項について定めることを目的とする。

### (給付の対象)

第2条 本規程に基づく給付の対象者は、著書出版等を行う個人とする。

### (給付の基準と年間上限)

第3条 給付の基準および年間給付上限は、別表のとおりとする。

### (推薦の方法)

第4条 助成を受けようとする者は、財団が指定する外部の監修委員会に財団所定の申請書を提出する。

2. 監修委員会は、申請書の内容を審査し、助成価値があると判断した申請に関し申請書と共に財団所定の推薦書を添えて財団に推薦することとする。

### (推薦の時期)

第5条 推薦の受付は、原則、毎年6月と12月とする。

## 第2章 著書出版助成

### (助成の対象)

第6条 助成の対象となる経費は、監修委員会が別途定める。

### (助成対象期間)

第7条 助成の対象となる期間は、第9条第2項の定める助成決定を助成対象者に通知した日の属する年度末から起算して16か月以内とする。

### (給付の決定)

第8条 財団は、監修委員会の推薦に基づき、各年度の事業計画を勘案して給付を決定する。

(決定の通知)

第9条 給付を決定したときは、財団は、速やかに監修委員会に通知する。

2. 前項の場合、監修委員会は、速やかに給付決定を受けた者（以下「給付対象者」という）に通知する。

(受諾書の提出)

第10条 給付対象者は、第9条2項の通知を受けた後、直ちに財団所定の受諾書を監修委員会に提出しなければならない。

2. 監修委員会は、給付対象者からの受諾書を速やかに財団に提出する。

(給付の条件)

第11条 財団から給付対象者に対する給付は、給付対象者から、監修委員会を通じて、第10条第2項の受諾書を受領した後、著書出版助成決定通知書に記載された出版時期までに行われるものとする。

(報告等の義務)

第12条 給付対象者は、対象となった出版をしてから2か月以内に、出版物と共に、監修委員会を通じて、財団所定の報告書を提出しなければならない。

2. 給付対象者は、前項における出版物に、財団の著書出版助成による出版であることを明記しなければならない。

3. 給付対象者が、給付の対象となった出版計画を変更しようとするときは、監修委員会を通じてその旨を申請し、事前に財団の承認を得なければならない。

4. 給付の対象となった出版計画の実施が不能となった場合、または継続することができない事情が発生した場合、給付対象者は、速やかに財団に報告しなければならない。この場合、財団は助成の決定を取り消すことができる。

5. 給付対象となった出版物に起因して著作権その他の知的財産権侵害に関する紛争が発生した場合、給付対象者が自ら当該紛争を解決し、財団に一切の負担をかけない。

### 第3章 海外学会等参加助成

(助成の対象)

第13条 助成対象となる経費は、監修委員会が別途定める。

(助成対象期間)

第14条 助成の対象となる期間は、第16条第2項の定める助成決定を助成対象者に通知した日から1年とする。

(給付の決定)

第15条 財団は、監修委員会の推薦に基づき、各年度の事業計画を勘案して給付を決定する。

(決定の通知)

第16条 給付を決定したときは、財団は速やかに監修委員会に通知する。

2. 前項の場合、監修委員会は、速やかに給付決定を受けた者（以下「給付対象者」という）に通知する。

(受諾書の提出)

第17条 給付対象者は、第16条2項の通知を受けた後、直ちに財団所定の受諾書を監修委員会に提出しなければならない。

2. 監修委員会は、給付対象者からの受諾書を速やかに財団に提出する。

(給付の条件)

第18条 財団から給付対象者に対する給付は、給付対象者から、監修委員会を通じて、第17条第2項の受諾書を受領した場合、1ヶ月以内に行われるものとする。

(報告等の義務)

第19条 給付対象者は、第14条に定める給付対象期間内に、その結果を記事にして雑誌に掲載し、かつ、当該雑誌と共に、監修委員会を通じて、財団所定の報告書を提出しなければならない。

2. 給付対象者は、前項における雑誌に、財団の海外学会等参加助成による執筆であることを明記しなければならない。

3. 給付対象者が、給付の対象となった海外学会等参加計画を変更しようとするときは、監修委員会を通じてその旨を申請し、事前に財団の承認を得なければならない。

4. 給付の対象となった海外学会等参加計画の実施が不能となった場合、または継続することができない事情が発生した場合は、給付対象者は、速やかに財団に報告しなければならない。この場合、財団は助成の決定を取り消すことができる。

5. 前項により助成の決定が取り消された場合、給付対象者は、監修委員会を通じて財団と協議の上、給付金の全部又は一部を返還しなければならない。給付対象者が、本規程

の履行を故意に怠ったと認められるときは、給付金を全額返還しなければならない。

6. 給付対処となった海外学会等への参加に起因し、第三者と紛争を生じ、または、身体財産に損害を被るなどした場合、給付対象者が自ら当該紛争等を解決し、財団に一切の負担をかけない。給付対象者は、自ら海外渡航者用保険に加入し、事前に保険証の写しを財団に提出する。

#### 第4章 実施細目

(実施細目)

第20条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

(付 則)

- 1 日本語で規定された申請書その他書類等は、同旨の英語によるものをもって代えることができる。
- 2 この規程は2012年5月1日から実施する。
- 3 この規程は2015年5月1日から実施する。

改正 2014年4月15日

改正 2015年4月27日

(別表)

給付の基準  
(源泉徴収後の金額)

給付の区分	金額	年間給付上限
1. 著書出版への助成	2,000,000 円程度/件	3 件/年
2. 海外学会・会議への参加助成	最大 400,000 円/件 *北米東部、または 欧州の場合。  最大 350,000 円/件 *北米西部の場合。  最大 300,000 円/件 *ハワイの場合。  *他地域の場合は、別 途定める。	*給付総額 100 万円の 範囲内で実施  *ただし、状況により 増額することがある。